

意見書

平成22年4月13日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部データ課御中

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶ や く さくらがおかちょう 東京都渋谷区 桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6階
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先 事務局長 かめだ たけし 亀田 武嗣

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「ISPのIPv4アドレス在庫枯渇対応に関する情報開示ガイドライン」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	項目	意見
P2	1 背景	<p>【総務省案】</p> <p>社会経済活動の基盤となり、生活のあらゆる場面で活用されているインターネットにおいて、IPv4 アドレスの在庫の枯渇によって個人ユーザー及び法人ユーザー等に様々な支障や混乱等が生じる可能性があることから、これらを最小限にするために、IPv4 アドレスの在庫の枯渇やこれによって生じる問題等に対する正確な認識を広め、適切な対応を呼びかけること、すなわち広報が最も重要である。</p> <p>【意見】</p> <p>「ISP の IPv4 アドレス在庫枯渇対応に関する情報開示ガイドライン」策定に賛同します。社会インフラであるインターネットの基礎となる IPv4 アドレス在庫の枯渇とそれに伴う利用環境の変化の影響はインターネットの直接の利用者、関係者に留まらず、より広範囲に及ぶものと思われます。国においてガイドラインが策定されることにより、情報が整理され、政府、地方公共団体、企業の幹部や調達責任者が IPv4 アドレス在庫枯渇問題への認識を一層深めることを期待します。</p> <p>また、ユーザーや関係者、社会全般への混乱を防ぐという観点では、広報も重要ですが、地上波テレビ放送のアナログからデジタルへの移行で取られたように、次の段階としてユーザーサポートの取り組みの検討が必要と考えます。一般ユーザーはインターネットの利用にあたって IP アドレスを意識していないと思われることから、仮に十分な広報がなされたとしても、ユーザー自身による自力での対処は困難な人が多いと思われます。ユーザーサポートは一義的には ISP などサービス提供者によって提供されるべきと考えますが、インターネットがテレビに準じるほど大きな社会的役割を果たす現在にあつては、ユーザー及び関係者は本問題にあつても国の支援による施策</p>

		と関係者の役割の整理が期待されていると思います。
P2	1 背景	<p>【総務省案】</p> <p>このため、ユーザー向け広報については、「インターネットの窓口」を担う ISP を通じて行うことを基本とすることが適当である。ただし、法人ユーザーの IPv6 対応については、SIer 等が主体となって検討するケースも多く、そのような場合には、SIer 等は ISP と連携して、法人ユーザー等の顧客への影響について分析し、その結果を法人ユーザー等に対して適切に広報することが求められる。</p> <p>また、例えば、現在利用しているオンラインゲームが引き続き利用可能なのか、新規にインターネットに接続するテレビを購入する際にどのような機能を持った機種を選択すればいいのか等、個人ユーザーからの問い合わせが多く発生することは容易に想像できるため、ISP からの広報と歩調を合わせて、その他のインターネット関連事業者からも適切な広報を行うことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>ユーザーと直接のコンタクトが取れるという点で ISP が広報の主体となるのが自然と思います。広報の次の段階であるサポートについても ISP が主体となるのがふさわしいと考えます。サポートには色々な手法が考えられますが、最終的にはユーザー宅を訪問して設定することまで視野に入れる必要があると思います。</p> <p>今回は個別の ISP による広報を前提としていますが、ISP に共通的な一般的情報などを広報する場が政府ないしは民間の第三者機関において設けられる必要があると思います。</p>
P3	2. ガイドラインの目的・位置付け	<p>【総務省案】</p> <p>個々の ISP においては、そのような判断を自主的に行うことは困難と思われる</p>

		<p>ことから、すべての ISP に対して IPv4 アドレス在庫枯渇対応に関する積極的な事前の情報開示を促し、ユーザー及びインターネット関連事業者の利便性の向上に必要な情報開示内容の統一を図るためにこのガイドラインを策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>事業者団体等において本ガイドラインを活用し、ISP の IPv4 アドレス在庫枯渇対応に関する情報をユーザー、他のインターネット関連事業者等に分かりやすく伝えるため、情報開示のフォーマットの策定や開示された情報の一部又は全部を収集し、ウェブページにおいて公表する等の取組を行うことが考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>当協会におきましては、ガイドラインの趣旨に賛同する立場から、このガイドラインを活用し、会員の ISP 各社に対してガイドラインに基づく情報開示を積極的に働きかけていく所存です。情報開示のフォーマットの策定及び情報の収集、ウェブページでの公表についても、ISP 間の比較による競争への影響に配慮しながら、別途検討致したいと思います。</p>
--	--	---